

提案の実現に向け、 提案募集検討専門部会が果たす役割

私は、地方分権改革有識者会議に設置された提案募集検討専門部会の部会長として、地方からいただいた提案の実現に向けた調査・審議を担当しています。提案募集方式は、地方からの提案によって国の制度改正等を実現するものですが、個別の法令や事業は各府省が所管しておりますので、各府省に提案の内容を理解いただき、制度改正等の了解を得ることが不可欠です。このため、制度上の支障や制度改正等によって期待される効果を分かりやすく、かつ、説得力ある形で各府省に示すことが、提案を実現する上で大変重要となります。



法政大学法学部 教授
地方分権改革有識者会議
提案募集検討専門部会長
高橋 滋氏

そこで、提案募集検討専門部会が、主に法的な観点から、①部会で検討する提案の一つ一つについて内容を精査し、提案のストーリーや論点を明確にするとともに、②提案に対して、各府省が「対応困難」とした回答について、課題や問題点を指摘し、各府省に再検討を促す役割を担っています。各府省の担当者は、制度を見直すことに伴う負担や責任を負う立場であるため、概して提案に対して慎重に考えがちですが、私たち専門部会メンバーは、事務局である内閣府とともに、提案を行った自治体から現場の支障を聞き取り、考えられる論点や対応方針を熟考した上で、地方の立場から各府省と徹底的に議論し、提案の実現を後押しします。

これまで4年にわたって提案募集が行われ、徐々に各自治体に定着してきているとともに、提案の内容も幅広い分野にわたり、法律、政省令から運用通知に至るまで、地方が抱える実際の支障に即した様々な解決策を見出すことができてきました。このような中で、過去の国主導の改革で決着済みとされた案件であっても、地方側から具体的な支障事例を示して提案を行うことで、再び議論のテーブルに乗り、制度の更なる見直しが実現するという「現場に即した改革」の真価が発揮されてきていると感じます。

人口減少、少子高齢化、グローバル化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域の実情に合わなくなった古い制度は積極的に見直さなければなりません。提案募集方式を核として、各自治体と地域のNPO、事業者など、地域の様々な方々が協働し、地域の声を提案に反映することを通じて、地域が抱える課題や悩みを解決することができます。このことを広く知っていただきたいですし、私たち専門部会としても地域の主体的な取組を応援してまいります。



提案募集検討専門部会

部会長	法政大学法学部 教授	高橋 滋
構成員	慶應義塾大学法科大学院 教授	磯部 哲
	首都大学東京大学院社会科学研究所 教授	伊藤 正次
	学習院大学法科大学院 教授	大橋 洋一
	成蹊大学法科大学院 教授	小早川光郎
	西南学院大学法学部 教授	勢一 智子
	東京経済大学現代法学部 教授	野村 武司
	東大大学院法学政治学研究所 教授	山本 隆司

(平成30年2月末日現在)

地方の声一つ一つに耳を傾けて、豊かな地域づくりに役立ちたい!

調査員
林田 恵魅香
(福岡県から派遣)



調査員
永田 有沙
(松山市から派遣)



1. 提案の実現に向けて、私たちが心がけていること

内閣府地方分権改革推進室の業務内容について尋ねられた時、私たちは、①現行制度によって、現場の自治体がどのように困っているのか、②制度がどのように変われば地域の課題が解決するのか、を関係府省にお伝えし、具体的な解決策につなげるべく最善を尽くす「橋渡し」をしていると答えています。

このためには、事前相談の段階から提案団体の置かれている状況を深く理解し、提案に込められた思いに共感することはもちろん、制度に関する経緯や問題点を事前に調べ、室内関係者で議論してから、関係府省と交渉していくことが重要だと考えています。

その一方で、交渉の過程で、想定外の新たな論点や、制度見直しによって生じる別の問題などにより、関係府省から厳しい反応をされることもあります。また、良い打開策がなかなか見つからず、どうすればいいのかと苦むこともあります。

そんな時でも、私たちは、現場の支障が解決されるためにはどうすべきかを最優先に、具体的な打開策を一生懸命考え、提案団体と関係府省との双方にしっかりと向き合いながら、何度も交渉していきます。

2. 現場の切実な声が制度を動かすエネルギー

平成28年度、私たちが担当した案件に、子ども・子育て支援法に基づき市町村が交付する「支給認定証の廃止」を求める提案(平成28年管理番号2・12(詳細はP59)をご覧ください。)がありました。高知市、倉敷市の担当の方との意見交換を通じて伺った現場の切実な声が提案となった案件で、私たちも思い入れの強かった提案です。

「支給認定証」は、市町村が必ず保護者に交付しなければならないこととされているものの、実際に保護者が「支給認定証」を使用する場面がなく、保護者や市町村の大きな負担になっているという切実な声を伺い、この状況をなんとかしなければ、と思ったことを覚えています。

その思いを胸に、関連する資料や法律を読み込み、高知市、倉敷市以外の方からも同様に御苦労されているお話を伺った上で、関係府省との間で交渉を重ねた結果、支給認定証は、保護者が申請した場合にのみ交付すればよいという制度改正がなされました。

このように、現場の切実な声は、制度を動かす大きなエネルギーとなります。提案をすることに躊躇する場合もありますが、私たちが、皆さんの想いをしっかり受け止め、関係府省へ伝わるよう、「橋渡し」を行いますので、是非、私たちに皆さんの想いを伝えていただければと思います。

—人口約1,500人、職員約60人—

高齢化が進む小さな村だから生じる課題を解決し、村民の暮らしやすい環境を提供したい。そんな思いから提案*した島牧村の及川光輝 課長、内閣府地方分権改革推進室で提案を担当した浅田裕亮 調査員に1年間を振り返ってもらいました。

※介護サービスのスペースの共用に関する提案（平成28年管理番号28（詳細はP38）をご覧ください。）



島牧村
福祉課
課長 及川光輝氏

内閣府
地方分権改革推進室
調査員 浅田裕亮
（滋賀県から派遣）



“なんとかしなきゃいけない!”と思った”

—事前相談しようと思ったきっかけを教えてください。

及川：福祉課には、28年に異動してきたばかりで、正直、制度や現場の実態がしっかり把握できていないわけではなかったですが、村、社会福祉協議会、事業者との打合せで経験豊富な方々が今回提案した件について悩んでいることがわかり、仮に今の制度で「モノ」を作ることができても、「ヒト・カネ」的に無理があるだろうと思い、「なんとかしなきゃいけない!」と内閣府分権室にメールしました。今思うと見切り発車の感じはありますが、あまり難しく考えず、まずはやってみようという性格なので(笑)。

浅田：その思いがきっかけになったのですね。相談が来たときは「村から来たよ!」とか「島牧村ってどこにある村?」と盛り上がったことを覚えています。

“提案の裏にある想いを伝える”

—印象に残っている点を教えてください。

及川：やはり、事前相談の時が印象に残っています。浅田さんから「まずはどういったことに困っているのかを整理しましょう」と言われたので、分からないことがあれば介護サービス事業所の人に何度も話を聞きに行きました。

浅田：私も28年に異動で内閣府分権室に来たばかりで手探りの毎日でしたが、島牧村が本当に悩まれていることがやりとりの中で伝わってきたので、村や及川さんの真剣さ、想いが厚生労働省に伝わることを意識して進めました。

及川：二人とも新人のような状況で「この制度はどうなっているのだろうか?」とか色々と頭を悩ませながら支障事例を掘り下げていきましたね。



—提案を進めていく中で苦労した点を教えてください。

浅田：島牧村には簡単に現場を見に行くことができないので、支障をイメージすることに苦労しました。

及川：現場の状況を把握する中で大変なこともありましたが、浅田さんに支障事例を丁寧に聞き取ってもらい、論点を整理してもらったので助かりました。提案募集方式は、単に内閣府分権室が間に入るのではなく、地方側と同じ方向を向いて一緒にやっていくものと感じました。振り返るとあまり苦労した点はないのかなと思います。

浅田：提案団体ヒアリングの後に顔を合わせて、提案の実現が村にとっていかに重要か伝わるように作戦を立てましたね。直接会って色々と話ができたので、支障事例に対するイメージがより一層わかりました。

及川：伝えたいことはたくさんありましたから、実際にお会いできて良かったです。(笑)

—提案団体ヒアリングで東京に来るのは大変だったのではないですか。

及川：提案が実現するなら、どこにでも行きますという気持ちでした。待合室で他の自治体の人と会話できたこともよかったです。ただ、7月の東京は暑かったです(笑)。

浅田：私も今日初めて島牧村まで来て、街中で除雪する姿を見て驚くとともに、東京との違いを肌で感じました。

“本当にできるようになるとは思ってなかった。実現して本当によかった”

—提案が実現した訳ですが、どのようなお気持ちですか。

及川：事業所の職員から喜んでもらったのはもちろんですが、後志広域連合からも「他の町村の役に立つよ」と言われてうれしかったです。国は組織も大きく、すぐに動いてくれないイメージがあったので、こんなに早く通知が改正されるとは思っていませんでした。

浅田：厚生労働省からの1次回答が、実現に向けた前向きな回答だったので、次はいかに迅速に厚生労働省に対応していただくか、ここはかなり厚生労働省と調整しました。迅速に対応する必要性が厚生労働省にしっかり伝わったので、よかったです。

及川：12月に近づくにつれ、やりとりのペースが上がり、いよいよ大詰めなんだと感じたことを覚えています。

浅田：1年間の決まったスキームの中で対応していくのは、提案募集方式ならではのかもしれませんね。

—浅田さんは、

浅田：役場に来る道中、及川さんに「100回の電話よりも1回見てもらえたらよくわかりますよ。」と言われましたが、実際に介護サービスの利用者の方々が楽しく過ごす姿をみて、提案が実現して本当に良かったと思いました。今日はお忙しい中ありがとうございました。

「内閣府分権室」ってどんなところ？

業務の紹介

「提案募集方式」は、全国の自治体の皆様から提案をいただき、国の制度の改革につなげる取組ですので、間に立つ私たちは国・地方のどちらにも精通し業務を行う必要があります。

そのため、職員もさまざまな省庁、自治体から集まり、50数人が各自の経験やネットワークを活かし、さまざまな角度から地方分権改革の推進に努めています。

内閣府地方分権改革推進室(分権室)の仕事を国と地方の「窓口」として業務に当たる自治体からの派遣職員(通称「調査員」)の視点でご紹介します。



調査員の一日

9:30 出勤

霞ヶ関駅から徒歩10分、中央合同庁舎4号館が私たちの職場です。始業時刻は自治体より遅めですが、やはり満員電車に乗ることが多いです。



出勤したらメールや新聞記事をチェックし必要な情報を室内に共有します。

10:00～ 相談の受付

自治体の皆様からいただいた提案は案件ごとに担当班に振り分けられます。「どこに支障があるのか?」「改正の効果は?」など、担当者との間でキャッチボールを繰り返しながら検討を進めていきます。



12:00～ ランチ

この日は近くの中料理屋で昼食。他省庁の食堂を利用することや、お弁当を買ってくることも多いです。



霞ヶ関には並んでも食べたいおいしいお店がたくさんあります。

13:00～ 外出

研修の打合せのために、全国都市会館へ。特に最近、提案の掘り起こしのために自治体への出張研修に力を入れています。



また、幹部の大臣や国会議員への説明に同行することも多いです。

14:00～ 室内勉強会

情報共有や法令の研究のために定期的に勉強会を開きます。室内向けの資料作りも調査員の重要な仕事です。



15:00～ 関係省庁との調整

提案をいただいた案件について、省庁の担当者と折衝を行います。当然、自分が担当する案件について、事前によく研究しておく必要があります。



17:00～ 法制関係業務

国会へ提出する法案の関係資料にも携わります。ミスが許されないため、入念にチェックを行います。



19:00～ 退庁

この日は定時退庁日ということで、早めに仕事を切り上げて仲間と新橋へ。もちろん国会対応や折衝により深夜まで仕事をすることもしばしば。ちなみに18:15が終業時刻です。



以上、調査員の視点から分権室をご紹介しました。

提案を出すことに不安を感じている方もいらっしゃると思いますが、調査員をはじめ室全体でサポートさせていただきますので、身の回りの業務で感じた支障を私たちにぶつけてください。地方の発展につながる提案は必ず政府内で真摯に対応されます。

また、既存の制度を改革しようとする過程で得られた知識や経験は地方自治に携わる職員としてのレベルアップにもつながると思います。

室内一同たくさんのご提案・ご相談をお待ちしております。

内閣府地方分権改革推進室
調査員 岡村 悠平 (長野県から派遣)



住民に身近な課題を提案募集方式で解決へ

地方分権改革・提案募集方式では、本取組・成果事例集で取り上げた子ども・子育てや医療・福祉分野などの他にも、まちづくり・土地利用や鳥獣保護に関するものなど様々な分野において、住民サービスの向上に資する提案が実現されています。(参考1、参考2)。

また、地方における事務負担の軽減や行政の効率化に資する提案もあります。これらの提案も、効率化により必要な業務にリソースを回すことが可能となることで、最終的には住民サービスの向上に資することになるものと考えております(参考3)。

このように、提案募集方式では様々な行政分野について、事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和を進めています。今後も幅広い分野において、地域が自主性を発揮し、住民がゆとりと豊かさを実感できる社会の実現に向け、皆様方と一緒に取り組んでいきたいと考えております。何か制度上の困りごとがあればお気軽に内閣府の方へお寄せいただければ幸いです。



内閣府
地方分権改革推進室
次長 加瀬 徳幸

【参考1】まちづくり・土地利用に関する提案

提案年	事項	成果
26	都市公園の廃止が可能である「公益上特別の必要がある場合」の明確化	自治体が、都市の集約化等の地域の実情に応じ、都市公園を廃止することが公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合、都市公園の廃止に係る「公益上特別の必要がある場合」に該当し、廃止が可能であることを明確化。地域の自主的なまちづくりにつながる。
28	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の活用の促進	先買い土地制度に基づき取得した土地について、個々の土地ごとに宅地としての賃貸又は譲渡が可能であることを明確化。また、国に相談窓口を設置し、個別具体的な問題の解決に向けた相談に応じることにより、地域のニーズに応じた土地の有効活用の促進に資する。

【参考2】鳥獣保護(シカ、イノシシ等による被害防止)に関する提案

提案年	事項	成果
28	シカ、イノシシ等の被害の防止に係る既存の制度を組み合わせた対応方法の通知	一定の区域内において、シカ、イノシシ等の第二種特定鳥獣による被害の防止を図りつつ、他の鳥獣の保護を図る必要がある場合の対応について、対象狩猟鳥獣の捕獲禁止区域や休猟区の特例の活用等、既存の制度を組み合わせた方法を、各制度の趣旨や具体的な事例を含めて都道府県に通知することにより、シカ、イノシシ等による農林業被害の防止や生態系への影響の抑止に資する。

【参考3】事務負担の軽減及び行政の効率化に関する提案

提案年	事項	成果
26	地方債の財政融資資金借入に係る提出書類の簡素化	自治体による財政融資資金の借入に係る提出書類の削減等により、自治体の事務負担を軽減。
28 29	都道府県経由事務の廃止	国に対して行う届出等について、都道府県経由事務を廃止することにより、届出者等の利便性向上や自治体の事務負担軽減に資する。